

「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 (省略)</p> <p>6 免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続</p> <p>外国の大使館等又は大使等に対して免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続は、次に掲げる資産の譲渡等の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) その他の課税資産の譲渡等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 大使館等又は大使等は、免税指定店舗に免税カードを提示するとともに、別紙第15号様式「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記載して、当該購入表を租特令第45条の4第1項((外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等))に規定する書類として免税指定店舗に提出した上で、免税で課税資産の譲渡等を受ける。</p> <p><u>(注) 1 免税カードの提示については、租特令第45条の4第2項に規定する外務省が整備及び管理をする情報システムによる当該免税カードに係る情報の提供をもって代えることができる。</u></p> <p><u>2 外国公館等用免税購入表の提出については、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の</u></p>	<p>1～5 (同左)</p> <p>6 免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続</p> <p>外国の大使館等又は大使等に対して免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続は、次に掲げる資産の譲渡等の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) その他の課税資産の譲渡等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 大使館等又は大使等は、免税指定店舗に免税カードを提示するとともに、別紙第15号様式「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記載して、当該購入表を租特令第45条の4第1項((外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等))に規定する書類として免税指定店舗に提出した上で、免税で課税資産の譲渡等を受ける。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供をもって代 えることができる。</u></p> <p>ハ 免税指定店舗は、大使館等又は大使等から提出された当該外国 公館等用免税購入表を受領し、これを保存する。</p> <p><u>なお、免税指定店舗は、大使館等又は大使等から電磁的記録に より提供された当該外国公館等用免税購入表を受領した場合は、 当該電磁的記録の保存（租特法規則第36条の2第3項《外国公館 等であることの証明等》で定める方法による保存に限る。）をしな なければならないことに留意する。</u></p> <p>(注) (省略)</p>	<p>ハ 免税指定店舗は、大使館等又は大使等から提出された当該外国 公館等用免税購入表を受領し、これを保存する。</p> <p>(注) (同左)</p>